

明 高 支 号 外  
2023 年（令和 5 年） 3 月 14 日

居宅介護支援事業所 管理者様  
（看護）小規模多機能型居宅介護事業所 管理者様

明石市高齢者総合支援室  
介護保険担当課長

### 居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書等の 「遅延に関する申出書」の廃止について

平素は、本市の介護保険行政の運営にご理解、ご協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書等（以下、「居宅届」という。）は、原則サービス利用開始日が属する月内に提出頂くこととなっており、月を跨ぐ場合には「遅延に関する申出書」（以下、「遅延届」という。）を併せて提出頂き、届出日を遡及する運用をしておりましたが、令和5年3月31日をもって廃止することとしましたのでお知らせいたします。

つきましては、下記1～4に記載の内容をよくご理解のうえ、ご対応頂きますようよろしくお願いいたします。

#### 記

#### 1 居宅届及び遅延届の従来の取り扱いについて

居宅届をサービス利用開始日の属する月内に提出するよう求めているのは、介護サービス費は償還払いが原則であり、指定居宅介護支援等を受けた時等に例外的に現物給付となるという考え方に基づいており、居宅届が月内に提出されない場合に、利用者負担の償還払い化を防ぐ目的で、遅延届の提出をもって、現物給付による請求の遡及を認める運用をしています。

#### 2 遅延届廃止に至った理由

遅延の理由の多くは「認定結果を待っていたため」や「月末に契約をしたため」翌月以降の提出となったというものであり、居宅介護支援事業所等の責によらないケースが大多数を占めています。

このことから、本来の趣旨を当文書にて再度周知して各事業所にご理解を頂いたうえで、事務負担軽減や今後の介護業務のシステム化・標準化に向けた観点から、遅延届については令和5年3月31日をもって廃止することとします。

### 3 今後の取り扱い

令和5年4月1日以降に提出頂く居宅届においては、サービス利用開始日の属する月の翌月以降の提出であっても、遅延届の提出なく現物給付の請求に係る遡及を認める運用とします。

令和5年4月1日以降、遅延届の様式は市ホームページからも削除しますので、事業所にて様式を保管している場合は、破棄して頂きますようお願いいたします。

なお、提出が利用開始の翌月以降大幅に遅れている等、不適切と思われる事案については個別に確認させて頂くこともありますので、特別な事情や理由がある場合は、居宅届の提出時に申し出るようにしてください。

### 4 お願い

居宅届の提出においては、本来の取り扱いの趣旨をよくご理解のうえ、今後とも引き続きサービス利用開始日の属する月内にご提出頂くよう、よろしくお願いいたします。

#### 【連絡先】

明石市高齢者総合支援室 給付係

担当：橘高・河原林

電話：078-918-5091